

議第61号

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1備考以外の部分中「5,000」を「5,180」に、「1,200」を「1,240」
に改め、同表を同表2 その他の流水占用料とし、同表2の前に次のように
加える。

1 発電用流水占用料

区	分	金額（年額）
(1)	揚水式発電所以外の発電所であって次のいずれかに該当するもの ア 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始したもの イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したもの（増設以後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）	円 1,976×常時理論水力+436×(最大理論水力-常時理論水力)
(2)	揚水式発電所以外の発電所 ((1)の項に掲げるものを除く。)	1,976×常時理論水力+988×(最大理論水力-常時理論水力)

(3)	揚水式発電所であって次のいずれかに該当するもの ア 昭和48年4月1日以降に発電を開始したもの イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年4月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したもの（昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(4)の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）	$\{1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 a}$
(4)	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した揚水式発電所（(3)の項に掲げるものを除く。）	$\{1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 b}$

備考1 流水占用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 常時理論水力及び最大理論水力の数値は、キロワットを単位とした場合の数値とする。

3 補正係数 a 及び補正係数 b は、各発電所ごとに次の式により算出する。

$$(1) \text{ 補正係数 a} = \frac{\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times \frac{5}{6}}{\text{年間発生電力量}}$$

$$(2) \text{ 補正係数 b} = \frac{\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times \frac{3}{4}}{\text{年間発生電力量}}$$

4 占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により流水占用料を算出する。

5 占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を1月とみなして流水占用料を算出する。

6 算出して得た額が100円未満であるときは、100円とし、算出して得た額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2備考以外の部分中

単 位	金額 (年額)
占有面積1平方 メートル	680 ^円
	900
	750
	4,600

を

単 位	金 額	
	甲	乙
占有面積1平方 メートルにつき 1年	700 ^円	
	930	
	780	
	5,280	

に改め、同表水道管、下水道管及びガ

ス管の項及び電柱（支線及び支柱を含む。）の項を次のように改める。

管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	92	11
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260	33
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400	49
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530	65

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920	110
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	160
	外径が1メートル以上のもの		2,100	260
電柱及びその支柱類		1本につき1年	3,800	470
電話柱及びその支柱類			2,200	270
その他の柱類			220	27

別表第2備考以外の部分中

	1,200
占有面積1平方メートル	760
	1,200
	300
表示面積1平方メートル	8,500
占有面積1平方メートル	10,300
	50
	100
1回	15,000
占有面積1平方メートル	80
	30
	150
	80

を

占用面積1平方メートルにつき 1年	4,400	540
	790	
	4,400	540
	310	
表示面積1平方メートルにつき 1年	16,000	2,100
占用面積1平方メートルにつき 1年	10,670	
	52	
	104	
1 時 間	7,800	
占用面積1平方メートルにつき 1年	83	
	31	
	160	
	83	

に改め、同表備考中2及び3を削り、

1を3とし、3の前に次のように加える。

1 甲の欄は都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に存する土地の占有について、乙の欄はその他の区域に存する土地の占有について、それぞれ適用する。

2 「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。

別表第2備考6中「つど」を「都度」に改め、同備考中6を9とし、5を8とし、8の前に次のように加える。

6 土地占用料の額が1時間を単位として定められている場合において、

占用期間が1時間未満であるとき、又は占用期間に1時間未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1時間とみなして土地占用料を算出する。

7 次のいずれかの地区等に存する電柱及び電話柱（それらの支柱類を含み、周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）の土地占用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

- (1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区
- (4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区
- (6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域（同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。）

別表第2備考4を同備考5とし、同備考5の前に次のように加える。

4 土地占用料の額が年を単位として定められている場合において、占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により土地占用料を算出する。この場合において、占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1月とみなす。

別表第3土砂、砂利、砂及びぐり石の項中「310」を「321」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る

流水占用料等について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まる占用に係る流水占用料のうち、施行日から令和5年3月31日までの占用に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

提案理由

流水占用料等の適正化を図る必要があるので提案する。